

碧南市の中小企業のみなさまへ

合同企業説明会・見本市等への出展費用を

最大25万円 補助します!!

(※補助金の交付を受けようとする年度から、
過去3年度以内に本補助金の交付を受けた者は、**最大15万円**)

★補助の対象となる合同企業説明会★

複数の企業等が参加し、求職者に対して求人のための説明会等を行うものが対象です。ただし次の場合は除きます。

- ・広く一般に公開されていないもの。
- ・国外において開催するもの。
- ・碧南市が主催もしくは共催しているもの、または開催費用について負担金等を支出しているもの。
- ・その他、市長が不適当と認めるもの。

★補助の対象となる見本市等★

取引先の開拓や受発注の機会の確保を目的とし、自社の看板を掲げ、社員自ら製品・技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会への出展を対象とします。ただし、次の場合は除きます。

- ・その場で小売することを主目的としたもの。
- ・広く一般に公開されていないもの。
- ・碧南市が主催もしくは共催しているもの、または開催費用について負担金等を支出しているもの。
- ・出展小間数が50未満の小規模なもの。
- ・その他、市長が不適当と認めるもの。

★補助の対象となる経費★

補助対象事業に係る経費のうち、次の経費が対象

- ①出展料(小間料) ②小間装飾費 ③運搬費(商品の運搬のみ) ④通訳に係る費用

※印刷費、広告費、交通費(レンタカー代、ガソリン代、高速道路通行料金、タクシー代)などは対象外

★補助率・補助限度額★

補助率: 補助対象経費の総額の2分の1以内

補助限度額: **25万円** (一企業につき、上限額まで何度でも申請できます) ※合同企業説明会と見本市の合計金額

※ただし、補助金の交付を受けようとする年度から過去3年度以内に本補助金の交付を受けた者は、**15万円**。

★補助の対象となる企業者★

出展事業に係る事業所が碧南市内にある中小企業者 ※次の要件及び裏面のいずれにも該当する企業が対象です

- ・市税を完納していること。
- ・碧南市暴力団排除条例に違反していない、かつ暴力団と密接な関係がないこと。

※国・県・他自治体の補助金と併用はできません。

注: 予算がなくなり次第、終了となります。

※必ず事業着手前(支払い前、かつ出展前)に交付申請をしてください。



【問い合わせ先】 碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係

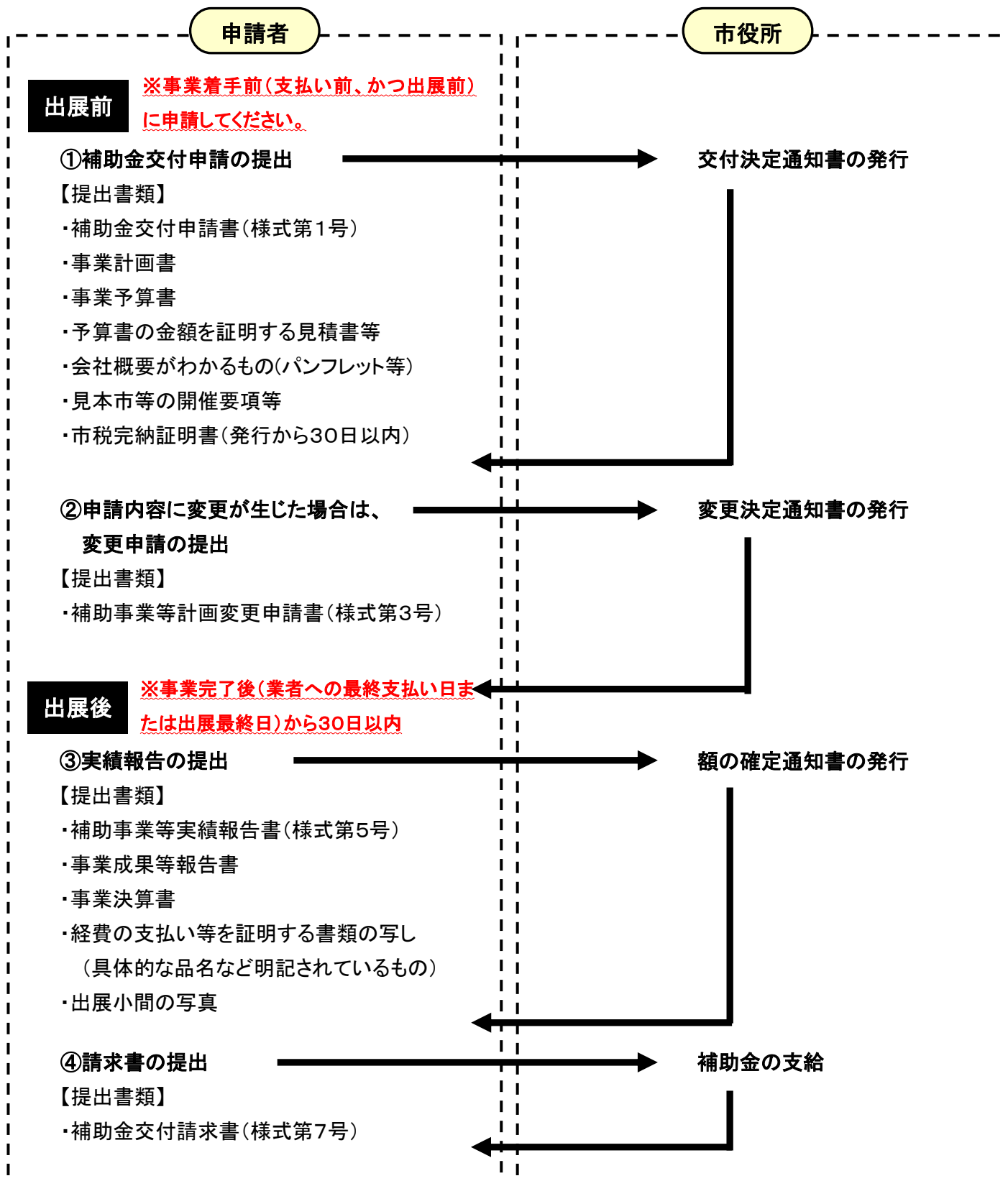
〒447-8601 碧南市松本町28番地

☎: 0566-95-9895(直通)

★申請方法・申請の流れ★

中小企業者とは、次の会社または個人のことです。

- ・小売業…資本金 5,000 万円以下または従業員 50 人以下
- ・サービス業…資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下
- ・卸売業…資本金 1 億円以下または従業員 100 人以下
- ・その他の業種…資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下



※申請に必要な書類は「へきなん企業応援 NAVI」からダウンロードできます。

<http://www.hekinan-companysupport.jp>

へきなん企業応援 NAVI

